

介護予防・日常生活支援総合事業【鈴鹿市】
第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）契約書別紙（兼重要事項説明書）①

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 サポート
主たる事務所の所在地	〒513-0809 鈴鹿市西条3-5-18 ビッグレジデンス102
代表者	代表取締役 飯田 敦子
設立年月日	平成25年3月6日
電話番号	059-381-0127

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパーらいふ 西条	
サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）	
事業所の所在地	〒513-0809 鈴鹿市西条3-5-18 ビッグレジデンス102	
電話番号	059-381-0127	
指定年月日・事業所番号	令和2年4月1日指定	24A0301630
管理者の氏名	飯田 敦子	
通常の事業の実施地域	四日市市、鈴鹿市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接觸して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭（せいしき）、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行なうことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日～日曜日。 ただし、12月29日から1月3日を除きます。
営業時間	午前8時から午後6時まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

訪問介護員の職種	勤務の形態・人数
事業所長（管理者）	常勤 1人、非常勤 0人
サービス提供責任者	常勤 4人、非常勤 0人
訪問介護員 内訳（介護福祉士） (ヘルパー2級課程修了者)	常勤 4人、非常勤 11人 (常勤 3人、非常勤 6人) (常勤 1人、非常勤 5人)

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は次のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

**(1) 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業
(介護予防訪問介護相当サービス) の利用料**

【鈴鹿市：基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本単位数	
訪問型サービス11 (独自)	週1回程度のサービス利用で月4回を超える場合（事業対象者・要支援1・2）	1,176 (1月あたり)	
訪問型サービス12 (独自)	週2回程度のサービス利用で月8回を超える場合（事業対象者・要支援1・2）	2,349 (1月あたり)	
訪問型サービス13 (独自)	週2回を超える程度のサービス利用で月12回を超える場合（事業対象者・要支援2）	3,727 (1月あたり)	
訪問型サービス21 (独自)	上記の回数に満たない場合（事業対象者・要支援1・2）	287 (1回あたり)	
訪問型サービス22 (独自)	生活援助が中心で20分以上45分未満の場合（事業対象者・要支援1・2）	179 (1回あたり)	
訪問型サービス23 (独自)	生活援助が中心で45分以上の場合（事業対象者・要支援1・2）	220 (1回あたり)	

上記の基本利用料は、市町村が定める金額であり、その金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】※令和6年6月1日以降

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算単位数
初回加算	200
介護職員処遇改善加算 (I) ※	利用単位数×24.5%

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) キャンセル料

キャンセル料は不要とします。

(3) 支払い方法

上記（1）及び（2）の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、発行します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は翌営業日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の27日（休業日の場合は翌営業日）までに、現金でお支払いください。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び保険者等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 苦情相談窓口

（1）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話 059-381-0127 苦情相談受付時間 每週月曜日～金曜日 8：30～17：30
---------	--

（2）サービス提供に関する苦情や相談は、次の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	四日市市介護・高齢福祉課	電話 059-354-8190
	鈴鹿市長寿社会課	電話 059-382-7935
	三重県国民健康保険団体連合会	電話 059-228-9151
	三重県社会福祉協議会	電話 059-227-5145

1.1. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなつたときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

ヘルパーらいふ西条

説明者氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所

氏 名

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

本人との続柄

氏 名